令和４年第３回

初山別村議会
定例会会議録

初山別村議会

令和４年第３回初山別村議会定例会会議録（第１号）

招集年月日	令和４年　９月１３日
招集場所	初山別村議会議場
開会	令和４年　９月１３日　　午前１０時００分宣告
応召議員	１番 髙場志津子　２番 三谷 博子　３番 斉藤 勝博 ４番 加藤 一裕　５番 山本 康男　６番 長谷川幸廣 ７番 鎌田 健治　８番 木村 健一
不応召議員	なし
出席議員	応召議員と同じ
欠席議員	不応召議員と同じ
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	村長　宮本 憲幸　教育長　宇野 要 監査委員　荒木 隆　農業委員会長　立田 幸男
本会議に職務のため出席した者の職・氏名	副村長　村田 繁光　企画振興室長　山﨑 英樹 総務課長　加藤 明彦　住民課長　小川 志鏡 経済課長　寺﨑 廣輝　主任技師　長谷川孝之 教育委員会教育次長　大西 孝幸　農業委員会事務局長　寺﨑 廣輝 選挙管理委員会事務局長　加藤 明彦
村長提出議案名	別添議事日程表のとおり
議員提出議案名	別添議事日程表のとおり
議事日程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の２人を指名した。 ４番　加藤　一裕　　５番　山本　康男
会議の書記氏名	事務局長　大井 英世　　書記　岩井 陸
その他	な し

村長議会招集挨拶
議長　木村健一 君
村長から議会召集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。
村長　宮本憲幸 君
令和４年第３回初山別村議会定例会の開会に際しまして、議会招集の挨拶を申し上げます。
秋の訪れを感じる季節となり、各種産業もいよいよ繁忙期を迎えつつあります。議員の皆様方には何かとご多用のところ、定例議会を招集いたしましたが、議員各位のご出席のもとに本日開催されますこと、厚くお礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症は依然として拡大が続いておりますが、引き続き油断することなく、適宜適切な対応を図ると共に、基本的な感染防止対策の励行をしつつ、新たな社会秩序や暮らし方の構築のもと、何とかこの状況を乗り越えて参りたいと考えるところです。
過般、８月８日から９日にかけて上川・留萌地方では前線に伴う低気圧が通過し、局地的に非常に強い雨が降りました。本村におきましても、９日正午までの２４時間降水量の最大値が、１５７㎜に達し、観測史上最大となりました。幸いに人的被害はありませんでしたが、河川・道路・農業基盤施設などの被害が発生しておりますので、今後、各関係機関や関係団体との連携のもと、それぞれの状況を確認しつつ、的確な復旧対策に取り組んで参りたいと考えます。
また、先月８月１０日に、第２次岸田改造内閣が発足しました。国民生活は今、新型コロナウイルス感染症「第７波」とロシアのウクライナ侵攻に伴う物価高騰により、暮らしや経済は疲弊しております。この難局を突破するため、新たな内閣のもと、立ちはだかる課題に対し、腰を据えて果断に政策を展開し、着実な結果が出されるよう切望するものであります。
さて、第３回村議会定例会に提案いたしました案件は、補正予算を含め１９件であります。単行議案は１２件で、同意案件につきましては、本年９月３０日をもちまして任期満了となります、教育委員の任命同意についてであり、新たに大家貴代氏を任命致したく存じますので、ご同意頂きますようお願い申し上げます。又、一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、８月の豪雨災害に係る復旧事業を含め、事業費の追加などの補正をお願い致しております。なお又、令和３年度の各会計の決算認定をお願い致しておりますが、去る７月２５日から８月１日のうち、５日間にわたりまして、荒木・山本両監査委員により、各会計の決算監査が行われ、ご意見・ご指導を頂いたところであります。内容につきましては、監査委員から監査意見書が提出されておりますが、各会計の決算審査の際に詳細説明申し上げます。
それぞれ宜しくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶と致

します。
何分宜しくお願い申し上げます。
開　会　・　開　議
議長　木村健一 君
只今の出席議員数は８名で定足数に達しておりますので、令和４年第３回初山別村議会定例会を開会します。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。
日程第1　　会議録署名議員の指名
議長　木村健一 君
日程第１　会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により議長より指名します。
４番加藤一裕君、５番山本康男君両名を指名します。
日程第２　　会　期　の　決　定
議長　木村健一 君
日程第２　会期の決定を議題にします。
本定例会の会期については議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の発言を求めます。三谷委員長。
議会運営委員長　三谷博子 君
ただ今議長より指名がありましたので、報告いたします。
議長から今期定例会の会期等の諮問を受け、去る８月３１日に議会運営委員会を招集し、議会運営について協議を行いました。
協議の結果、案件を勘案し、会期を本日から９月１６日までの４日間とすることに決定いたしました。
以上、報告を終わります。
議長　木村健一 君
お諮りします。本定例会の会期は、只今議会運営委員長の発言どおり本日から９月１６日まで

の４日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、会期は本日から９月１６日までの４日間に決定しました。
日程第３　　諸　般　の　報　告
議長　木村健一 君
日程第３　諸般の報告を行います。
事務局長に朗読させます。大井事務局長。
事務局長　大井英世 君
第３回初山別村議会定例会諸般の報告
別紙について朗読説明あり記載省略
議長　木村健一 君
立田選挙管理委員会委員長から欠席の申し出がございました。
これで諸般の報告を終わります。
日程第４　　行　政　報　告
議長　木村健一 君
日程第４　行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。村長。
村長　宮本憲幸 君
令和４年第３回初山別村議会定例会の行政報告につきましては、お手元にお配りしております
資料の順に従いまして、報告申し上げます。
はじめに、１農作物生育状況及び漁業生産状況についてでありますが、（１）農作物の作況及
び生産状況について申し上げます。
水稲につきましては、今年の村における「生産の目安」数量は、１，４３７．８トンで、前年
と比較して、数量で２．３トン、率にして０．２％の増となっております。作付確定面積は、す
べて「もち米」で、主食用米２２２．４５ヘクタールで、加工用米３７．９７ヘクタールとなっ
ております。

作況につきましては、６月上旬から中旬にかけての低温の影響を受け、生育が一時停滞し、幼穂形成期は１日遅れとなりましたが、７月に入り日照時間も多くなり、気温も高く推移したことから、止葉期で６日、出穂期では４日早まりました。９月１日現在の生育は、稈長と穂長が平年よりやや短く、穂数は平年より多くなっております。また、冷害危険期は、気温が高く推移したため、稔実歩合は平年より高くなっており、一部の農地においては、８月８日の大雨により冠水等の被害がありましたが、登熟期は好転に恵まれ、成熟は早まる見込みであります。

小麦の作付面積は、３５０．９ヘクタールで、前年より８．３％増加し、出荷数量は、１，１０６．９トンで、８．８％の減となっております。

なお、品質については、１等比率３１．４％でありました。

このほか、大豆などの豆類も、生育は順調に進んでおります。

８月の大雨被害の影響が心配されますが、これから、もち米等の本格的な収穫期を迎え、農作業等の事故がなく、実りの秋となるよう願っているところであります。

（２）の漁業生産状況について申し上げます。

８月末現在の水揚高は、全体で、数量６７５．４トン、金額２億９，４８６万１千円で、前年と比較して、数量１１８．７％、金額１２７．９％であります。

主力魚種の「たこ」は、水揚げが好調であり、数量・金額ともに前年を大きく上回っております。

このほか、ほたて稚貝は、昨年は、生育不良により数量・金額ともに大きく落ち込みましたが、今年は平年並みに回復したところであります。

一方、ナマコについては、今年に入り中国向け輸出ルートの変更などの影響により先行きが不透明となり、魚価が下がり、金額で９７８万５千円、率にして８７．９％と落ち込んでおります。

今後とも、経営安定のため、魚種全体の水揚量並びに魚価の安定を切に願うものであります。

次に、２の岬センター等の利用状況についてであります。

①岬センターの利用者数は、研修室６３１人、入浴者１万６，３３４人、宿泊者４，２３６人、一般食堂６，０５２人、合計では２万７，２５３人で、前年から２，９４６人の増、比較で１１２．１％となっております。

②有料公園施設では、ゴーカート１，２５２人、パークゴルフ１２２人、バンガロー１，１１５人、合計で２，４８９人、比較で９４％となっております。

③道の駅「ともしび」では、軽食喫茶７，７１７人、バーベキュー１，１０６人、展示売店３，８３４人、合計で１万２，６５７人、比較で１３３．１％となっております。

④農林水産物直売所「北極星」では、売店８１９人、レストラン２，５６７人、合計で３，３８６人、比較で１１６．２％となっております。
⑤オートキャンプ場では、カーサイト１，１５８件、利用者数３，６２８人、フリーサイト９６０件、利用者数１，４３２人、合計で、利用件数２，１１８件、利用者数５，０６０人、比較でそれぞれ８９．７％、９１．７％となっております。
３の令和４年度建設工事等の発注状況について申し上げます。
（１）８月３１日現在の土木・建築工事につきましては、土木工事が発注済５件で７，７０５万５千円、発注率９１．７％、建築工事は、発注済４件で、４，０８１万円、発注率は、１００％であります。
土木・建築工事の計では、発注済９件で１億１，７８６万５千円、発注率は９４．４％であります。
委託業務は、発注済１４件で４，５９４万円、発注率は９１．５％であります。
（２）水道・農業集落排水工事につきましては、すべて水道工事で、発注済１件で、１５７万３千円、発注率は１００％であります。
委託業務は、発注済２件で１，７０２万６千円、発注率は、１００％であります。
以上で行政報告を終わります。
議長　木村健一君
これで、行政報告は終わりました。
日程第５　　一　　般　　質　　問
議長　木村健一 君
日程第５　一般質問を行います。
議長あて通告のあった一般質問は、お手元に配布しております一般質問通告一覧表のとおりであります。
発言時間について申し上げます。本日の一般質問についての各議員の発言は、会議規則第５５条の規定により質問開始から６０分以内とします。
順番に発言を許します。３番斉藤勝博君。
３番　斉藤勝博 君
ドローン（無人航空機）の導入・操縦者の育成について質問致します。近年、様々な地域において地震や大雨、台風などの自然災害による被害が発生したところであります。そのような状況

の中で、地方自治体の中には、災害の被害状況や被災者の状況確認などにおいて、ドローン（無人航空機）を有効活用する事例が増加してきており、災害時の活用の他にも、鳥獣害対策や観光ＰＲにも活用できる、ドローンの利便性については、多くの地方自治体も注目している状況にあります。少子高齢化や人口減少が進み、労働人口の減少が大きな社会問題となる中、様々な分野で活用可能なドローンは、今後更に身近な存在となることは明白であり、本村においてもドローン導入を検討し、同時に操縦者の育成を進める必要があると考えますので、村長の考えを伺います。

村長　宮本憲幸 君

議長。

議長　木村健一 君

村長。

村長　宮本憲幸 君

斉藤議員のドローンの導入・操縦者の育成についてのご質問にお答え致します。近年、災害対策、地域産業の担い手確保、若者の定住化といった地域課題の解決や農業・教育分野を充実させる施策を模索していく中で、ドローンの活用が注目されているところです。２０１６年の熊本地震においてもドローンが遠隔操作により、人や車などが入ることの難しい危険な場所の調査などに活用されました。ドローンの活用方法は、観光スポットでのＳＮＳを活用したＰＲ動画や画像撮影、橋梁の定期点検、工事状況の写真や施工前後の写真の空撮、鳥獣害対策、不法投棄、密漁の監視、災害の調査など多岐に渡り、幅広く活用できると期待されているところです。特に災害面での活用は、被災地や被災者の状況確認のほか、災害発生時に現場へ急行し、初動調査で収集した情報を元に災害により孤立した地域に食料や医薬品、災害備蓄品などの支援物資を輸送するなど、様々な活用方法があると考えられます。また、国土交通省では、ドローンを常時目視しなくても安全な物資輸送を可能とするドローンボートシステムの検証実験を行い、実用化に向けた環境整備を進めているところであります。操縦者であるドローンパイロットの育成につきましては、ドローンの免許について、現在は国土交通省認定の民間団体での資格取得で行われておりますが、今年の１２月５日より国家資格制度が開始される予定であり、場合によりドローンを操縦するためには、自動車免許と同様に免許取得が必要となって参ります。このように実際の活用が始まったばかりであるドローンは、様々な研究や実験を通じて、より性能が向上し、活用方法がこれまで以上に広がっていく可能性があります。一方、ドローンを利用するにあたっては、操縦者の技能修得や安全管理のほか、運用面として予算・運用・保管・整備など、導入に当たっては、

様々な課題をクリアしていく必要があります。時代の潮流として、ドローンの利活用促進に向けた施策の必要性を十分に認識しつつ、村におけるドローンの導入につきましては、総合的に勘案しながら、また、先行して取り組まれているドローンモデル自治体などの運用事例等も参考にして、今後あるべき方向性の検討をして参りたいと考えておりますので、ご理解願います。
３番　斉藤勝博 君
議長。
議長　木村健一 君
３番斉藤勝博君。
３番　斉藤勝博 君
それでは、再質問させていただきます。今までの初山別村においては、比較的災害が少なく、安全だろう、何とかなるだろうという一種の正常性バイアスのような働きが、村民の皆様にもあったかと思います。私も同様であります。しかしながら、８月には大雨による被害や、河川の増水、８月１１日には、道北を震源地とした地震が発生。また、サロベツ断層帯という活断層も近くには存在しております。村民の皆さんの不安は今までとは違い、大きなものになっていると推察しております。私も思いは同様でありまして、ここ数年での気候変動、頻発する自然災害や発生状況においては、危機感を強くしておりますが、村長はどのようにお感じでしょうか。
村長　宮本憲幸 君
議長。
議長　木村健一 君
村長。
村長　宮本憲幸 君
ここ最近の自然災害の頻発化、多発化は極めて今までとは違う状況になってきております。災害は一度発生いたしましたら、住民の皆さんの命や或いは、財産を奪うという大変大きな課題に発展して行くわけですけれども、地球環境の変動と共にやはり色んな自然災害が多く発生しているということを、万に異常化しているというその認識を持って、私たちはもっとその危機感を持って、これから新しいフェーズでもってこの問題に対応していかなければならないという点においては、議員と認識を同じということであります。
３番　斉藤勝博 君
議長。
議長　木村健一君

３番斉藤勝博君。
３番　斉藤勝博 君
そこで災害用としてのドローンの話しに戻らせていただきます。今朝の新聞にも掲載されておりましたが、また、村長の先程の答弁でもおっしゃいましたが、ドローンの導入には多額の費用が掛かります。様々な課題があるかとは思いますが、導入や今後の導入向けてということで、質問させていただきます。ドローンを活用することの利点、メリットの一つに先程も村長がおっしゃいましたが、災害現場においての危険区域など、人間が立ち入り困難な場所への侵入が安全かつ容易にできるという点があります。有事の際に先頭に立って動くことが想定される役場職員、消防職員、消防団などが二次被害に遭うことは決してあってはならないと思います。危険区域での活動において、ドローンの存在は絶対的だと思いますが、いかがお考えでしょうか。
村長　宮本憲幸 君
議長。
議長　木村健一 君
村長。
村長　宮本憲幸 君
災害の折には、やっぱり現地になかなか届くことができない、或いは山の斜面がどうなっているか早く知りたい、それによって次に一手を打つということになるのですけども、そこに直接人が携わることは場合によっては非常に危険を伴うし、難しい場面もきっと想定されるんだろうなというふうに思います。そんな時にこういった近代機器を活用して、調査するなり次の対策を練るということは大変重要なことなんだろうというふうに思います。ドローンの利活用にあたっては、どういった事柄のために使うのかとうことで、一定の目標みたいなものをしっかり事前に検討していく必要があります。なかなか人財が確保できない時代にこういう機器を活用しての災害対策、あるいは地域の振興に活用するということが、私はこれから村の未来のためにも必要なことだというふうに思っております。
３番　斉藤勝博 君
議長。
議長　木村健一 君
３番斉藤勝博君。
３番　斉藤勝博 君
ありがとうございます。最後にドローンを観光ＰＲに活用できないかという点についてお伺い

いたします。先日ＹｏｕＴｕｂｅなどを確認しますと、岬台公園の上空にドローンを飛ばして、空撮した動画が数件出ておりました。上空から初山別村を見る機会が今まで無かったので、どれも新鮮な動画ではありましたが、同時に初山別村の魅力を知る地元の人たちの手でドローンを飛ばせば、更に素晴らしい上空からの映像を撮影できるとの思いを実感したところであります。この部分に関しましては、プロの業者に依頼をして撮影してもらうことも可能ではありますが、色々な部分で、コスト面など考えまして、ドローンの大きさは大中小あるかと思いますが、初山別村に導入されたドローンで空撮をするのも面白いかと思っております。その中での上空からの景色を村の公式インスタグラムとも連動もさせ、魅力を発信するのもありかと思いますが、最後にドローンを活用した初山別村の魅力ＰＲについてどうお考えなのかをお聞かせいただきたいなと思います。

村長　宮本憲幸 君

　議長。

議長　木村健一 君

　村長。

村長　宮本憲幸 君

　今、観光面でのその活用ということでお話しを頂きました。私たちの日常の視線というのは、自分の身長の高さであったり、又は車に乗った高さであったり、なかなか自分の目の視点を変えていくということはできないわけですけども、数年前に村のＰＲ動画を、今おそらく斉藤議員が言われた動画と、もしかして同じ動画かもしれませんけど、私もあの動画を作った時に、例えば千代田地区の農業地帯を高い位置からドローンを、それから海岸線からみさき台公園を俯瞰した位置から見ていくと、非常に新しい新鮮な感じで捉えることができました。それは私たちとは同じ視線ではなくて、もうちょっと色んな角度からものを見るということが必要ですし、ましてや観光面、今までいつも見てた角度だけではなくて、空から見たらどうなのかということは極めて私は大事なことかなというふうに思います。今その映像については札幌のホテルでも流れているところがあります。私も時としてそれを改めて見ることがあるのですけども、やっぱり今までとはちょっと違う非常に新鮮さを感じる映像だなというふうに思います。その辺で今斉藤議員が仰られているように、その映像とインスタＵＰ用と結合させて、更に村の魅力を発信するということは可能なことであると思いますので、そのためにはどういった手立てが必要なのか今後検討を深めて、ドローンの活用について幅広く検討していきたいというふうに思います。

３番　斉藤勝博 君

議長。
議長　木村健一 君
３番斉藤勝博君。
３番　斉藤勝博 君
ドローンを導入して何ができるかという点につきましては、実際に活用してみないと分からない部分も多いと思います。また、様々な課題もあるかと思いますが、今後更にドローンが普及されることが確実でありますので、これを機に行政だけではなく、様々なところでドローン導入や操縦者の育成に関する協議がなされることを期待しております。ということを最後に付け加えまして一般質問を終わらせていただきます。以上です。
議長　木村健一　君
暫時休憩いたします。
（休憩　　午前１０時４２分　　再開　　午前１１時００分）
議長　木村健一　君
休憩前に引き続き会議を開きます。
次に１番高場志津子君。
１番　高場志津子 君
初山別村文化財の保存と継承についてであります。村では、昭和６０年に初山別村文化財保護条例を制定し、有明獅子舞を第１号に指定した。平成２８年には金比羅神社を２番目に指定している。無形・有形にかかわらず村の誇りであり宝でもある文化財を保存し、後世に伝えていかなければならない。依ってその方策について教育長に伺います。
①有明獅子舞は周知の如く、開拓当初から有明八幡神社宵宮祭に奉納されてきた。昭和４０年には、初山別村郷土芸能保存会が設立され、昭和６１年からは有明小学校児童がふるさと学習の一環として舞に取り組み、翌年から奉納できる様になり、有明をあげて伝承をしてくれたところであるが、地域の少子高齢化により、平成２２年には奉納ができない状態になった。それを憂いた当時の地域おこし協力隊や賛同する方たちが村内外から集い、平成２６年、５年振りに再開にこぎつけ、年々演舞数も増え、盛大になってきていたが、コロナ禍により３年間中断されているところである。もし来年度奉納が再開されたとしても、それだけにとどまらず、児童生徒へのふるさと学習としての取り組みや、その目的である村民の文化の向上に資する活用等、文化財の保存と継承の努力が必要と考えるがいかがか。
②金比羅神社には、大正、昭和と２回にわたり有志達による、御堂の改修、新築がなされ、毎

年７月２０日には地元漁師達により、海難事故防止と豊漁祈願の例大祭が執り行われている。加えて昭和５６年に大鳥居が建立されてからは、観光スポットとして注目され、多くの旅行者も参拝してくれているところである。近年、経年劣化のせいか、鳥居の朱色が色あせ、支えるブロックの一部が欠けている。また、御堂への石段は元々狭いうえに、欠落もあり危険である。村の文化財に指定した以上、その維持、補修等どのように考えているか伺います。

教育長　宇野要 君

　議長。

議長　木村健一 君

　教育長。

教育長　宇野要 君

　高場議員の初山別村文化財の保存と継承について、有明獅子舞と、金比羅神社に関する２件のご質問にお答えします。始めに、初山別村に所在する文化財につきましては、国及び北海道が文化財指定したものを除き、昭和６０年に制定した初山別村文化財保護条例により保存や活用等の必要な措置を講じているところであり、現在、村指定文化財として無形文化財、有明獅子舞と有形文化財、金比羅神社を指定しているところであります。

　一件目の無形文化財、有明獅子舞は昭和６０年に村指定文化財第１号として指定し、保存活動については、昭和４０年から結成されている、初山別村郷土民芸保存会により主体的に行われていたところであり、保存会が中心となり平成２２年までの間、道内で開催された伝統芸能発表会などへの参加や有明小学校においてのふるさと学習として、演舞指導等の活動を行っておりました。平成２２年４月には、有明小学校の統合もありましたが、統合先の初山別小学校では、２学期から授業の一環として引き続き取り組み、学芸会で発表する等、児童生徒への郷土芸能学習の場として取り組んできました。この間、小学校においては、年間１０００時間を超える授業時数の中で、総合的な学習の時間を活用し、文化財の伝承として、有明獅子舞の演舞を始めとして、その歴史を学び、平成２５年度までの３か年は、学芸会で発表する目標を立て普及してきていました。その後は、指導者の調整がつかないことや、児童数の減少もあり、学芸会での演舞披露はできなくなりましたが、活動主体が有明獅子舞有志の会へ変更となってからも、初山別村学校運営協議会での協議をとおして、初山別小学校において有志の会会員が指導者となり総合的な学習の時間の中で、引き続き地域文化学習を実施し、ふるさと教育の充実を図っているところであります。平成２３年にこれまでの保存会は解散することとなり、また、保存会より会員の高齢化や後継者不足などを理由に文化財指定解除の協議もございましたが、関係者との協議を重ねる中、

新たな団体での獅子舞伝承へと、その体制づくりに協力してきたところでもあります。新たな団体づくりにおきましては、平成２６年に地域おこし協力隊が中心となり、１０人で、有明獅子舞有志の会が発足し、有明神社祭においての演舞が復活され、復活２年目には２７人が有志の会に参加。その後、地域を越えたメンバーが集い、近年では３６名の有志の会となり継承されております。村としましては、文化財指定当初より演舞に必要な消耗品や保存会及び有志の会の運営に対しての支援をこれまでに継続しているところであります。現在は、コロナ禍により有志の会自体の活動ができていない状況ではありますが、今後の再開の際には有志の会や地域の方々とともに、保存活動への支援を継続してまいりたいと考えております。

二件目の有形文化財、金比羅神社につきましては、平成２８年に村指定文化財第２号として指定され現在に至っており、歴史的背景からも貴重な文化財であるとともに近年では、道内有数の写真愛好者による撮影スポットとして、観光拠点的な役割も担っているところであります。祠や御堂は当初より金比羅宮の方々により維持され、大鳥居については昭和５６年の建設より数回の維持補修を重ね管理されてきております。村文化財と指定される以前の平成９年においては、観光拠点施設としての観点から、所有者である金比羅宮と初山別村観光協会が大鳥居の維持補修を実施しており、村としてもその維持補修に対し支援を実施したところでもあります。今後の維持補修についてですが、今年度当初ではありますが、既に所有者より補修についての相談もあり、村文化財の指定も受けていることから、文化財の維持補修等については、関係団体と連携を取り、保存活動の充実を図りたいと考えております。なお、関係法令であります、文化財保護法第４条にもあるとおり、保存に当たりましては、関係者の所有権及び財産権を尊重することとされていることから、これらの初山別村における村指定文化財、２件については、それぞれ、有明獅子舞有志の会、金比羅宮が保存活動主体であることを踏まえ、村として将来に向けて最良な保存活動の検討及び支援の役割を果たしていくことが必要と考えております。また、貴重な村文化財の継承活動においては、現在実施している継承活動を含め、現状を踏まえた時代に沿った形で所有者等の関係団体や住民の皆さまとの連携により、教育や観光分野においての取り組みを模索していくことが不可欠と感じておりますし、地域の文化を学び継承し、発展させていくことこそ、関わる人々の使命であるとも感じています。

今回、初山別村文化財の保存と継承についてのご質問をいただき、改めて初山別村が今後とも魅力ある村となり、住む人々が心豊かに安心して暮らしていけるよう、子ども達の成長はもとより、教育行政における文化環境の充実・発展に向け、引き続き努めていきたいと考えています。

１番　高場志津子 君

議長。
議長　木村健一 君
１番高場志津子君。
１番　高場志津子 君
今回このようなタイトルで質問させていただいたのは、コロナ禍において、演舞が３年間できないということはさておきまして、２つの有形、無形の文化財の保護、保存、そして後世に伝えるということについて、教育委員会として十分になされているのかということに、ちょっと疑問を持ちました。村文化財の保護条例の第１条の目的に、保存及び活用のための必要な措置を講じ、もって村民の文化の向上に資することを目的とするとありますが、最近村民の文化の向上に資することが十分になされていたのかという点についての教育長の見解はいかがですか。
教育長　宇野要 君
議長。
議長　木村健一 君
教育長。
教育長　宇野要 君
ただいま高場議員の方から、これまで実際どうだったのかなというご質問かと理解しております。そういった中で、教育委員会といたしましても、まず、先程の答弁の中でも申したとおり、所有者の意向を尊重しながらということで、取り組んできているところでありまして、この度ご質問を受けた中で、まず有明獅子舞につきましては、地域活動について有明有志の会ということで、地域おこし協力隊の方が取り組みを始めたという情報を仕入れる中で、それに向けての支援対策を、１年目は協力隊の方が主体となって動き出しまして、私も協力隊の方何人かと仲が良いといったら変なんですけども、意見をやり合ったりする部分もあります。そういった中で今後の獅子舞の保存に向けてというお話しも色々聞いていたところです。先程の答弁の中とも重複しますが、２年目には役場職員の中からも獅子舞保存に向けての取り組み、その中で演舞を踊るメンバーが出てきたり、様々な部分で芽が出てきたなと思っておりました。それを踏まえてここ何年か継続されてきたところです。ご承知のとおりコロナ禍によりまして、その取り組みができないということになった点につきましては、若干の残念さが残るわけですが、現状を踏まえた中で、可能な支援、対応策について、有明獅子舞の方々とお話しする中で、また更にその辺を深めていきたいなと考えている次第であり、取り組みにあたっては可能な範囲で取り組み、所有者の意見を尊重する中で、継続して対応してきているところであります。金比羅神社の方につきましては、

既に今年の４月早々に金比羅神社の所有者の方々の相談も受けておりまして、この面につきましては村とも協議を重ねる中で、より良いベストな体制での保存を目指したいと考えている次第であります。
１番　高場志津子 君
議長。
議長　木村健一 君
１番高場志津子君。
１番　高場志津子 君
有明小学校が初山別小学校と統合になりましてから、学芸会等の演舞に出演していたということで、有明以外の児童生徒も演舞をやることによって、関心を持って見て、獅子舞を拝見していたんだろうなと思いますけれど、最近のふるさと学習の中での有明獅子舞の取り組みの内容は、どのような形でふるさと学習として、有明獅子舞を紹介しているかという点について、分かる範囲で教えていただければと思います。
教育長　宇野要 君
議長。
議長　木村健一 君
教育長。
教育長　宇野要 君
学校での取り組みについてお話ししたいと思います。学校では、年間全教科含めまして、確か高学年の部においては１，０００時間を超えるということで、１，０１５時間あまりの時間があったかと思います。多少のずれがあったら失礼かと思いますけども、その内の７５時間を総合的な学習として、地域の色んなことを子ども達が生きる糧として学ぶ機会を、学校で取り組んでいるところであります。この中で、当初は獅子舞の演舞もその中の何コマかに取り入れて色々な対応をしてきたところなのですが、ご承知のとおり近年はコロナ禍によりまして、それは難しいだろうということから副読本を通じて村の文化、伝承それと村民の暮らしなどを受け継がれているという歴史を伝える取り組みを進めて対応しております。また、コロナ禍が始まる何年か前だと思うのですが、その際には実際に継承してきた方々、中にはもう既に亡くなられた方も居るんですけども、関係する方々が有明獅子舞を本州の方から継承して開拓に携わった思い出話を伝える中、子ども達に祭りとはどういうものか伝えられないかと。先日、高校野球の話しでもあったのですが、青春ってすごく密なので、でも、集まることが悪いといってどこかでいつも止まってし

まう。こんなことっていいんだろうか、何とか体験させてあげたい、と言った思いを述べている指導者の方もいました。共感したそんな思いからも、可能な範囲での文化の継承、それを学校の先生方とも、副読本を通じる中で、歴史と文化を伝える。まして身近な有明獅子舞。それを伝えていきたい思いで、授業の１コマに、発表研究含めて紹介している部分があることも、ご報告申し上げたいと思います。

１番　高場志津子 君

　議長。

議長　木村健一 君

　１番高場志津子君。

１番　高場志津子 君

　伝統文化ですので、十分に簡易郷土資料館で保存できる価値のあるものかなと思いますけれど、現在の郷土資料館には両方の文化財含めて、展示とかないですよね。その点についてはどう思いますか。

教育長　宇野要 君

　議長。

議長　木村健一 君

　教育長。

教育長　宇野要 君

　質問にはない資料館のお話し、ちょっと離れるかもしれませんが、文化財の展示の中で、獅子舞もというお話しが確かに以前もありました。現在、簡易郷土資料館を中心に、旧豊岬小学校内の整備を進めている中ですが、ここには色々なコーナーを設ける中で、今後獅子舞で着てる衣装等を展示するなどして保存するものを確認し、現在関与している所有者の方と相談する中で、新しいコーナーを設置することも考えているところではあります。なにせ簡易郷土資料館なものですから、色々な要素を含める中での歴史、文化を保存するという意味合いもあるかと思います。それについては今後獅子舞関係者とお話しを重ねる中で、考えていきたいと思っているところです。

１番　高場志津子 君

　議長。

議長　木村健一 君

　１番高場志津子君。

１番　高場志津子 君
有明獅子舞に関しては、かなりの数の演舞があるわけですけど、それを映像として記録されているものですか。
教育長　宇野要 君
議長。
議長　木村健一 君
教育長。
教育長　宇野要 君
演舞の保存ということでのお話しだと思います。引き継がれる時にその辺含めてお話しを受けているところです。今後、全ての演舞を一本ずつというのは取り組めていないところが多々あるかと思います。神社前での演舞の映像、全てではないですけどもビデオで残っているところではありますが、この辺につきましては今後の教材としての活用で可能なものか協議する中で、映像での対応、これについても考えて深めていきたいなと思っております。
１番　高場志津子 君
議長。
議長　木村健一 君
１番高場志津子君。
１番　高場志津子 君
今、簡易郷土資料館のお話をしました。質問事項にはなかったのですけども、同じ文化財を保存するにあたって、映像としてきちっとしたものを作って、子ども達だけじゃなくて、村民に機会があればそれを見せていただくような取り組みもしていただければ、有明地区の方だけではなくて、村民の皆さんの郷土の文化財についてより長く記憶に残し、保存していけるものと思いますが、いかがですか。
教育長　宇野要 君
議長。
議長　木村健一 君
教育長。
教育長　宇野要 君
内容を見せる機会をというご質問かなというふうに理解したんですけども、今の件につきましては、現在文化祭は開催できていない状況なんですが、文化祭を開催する中で、ロビーでの放映

を含めて何か対策を考えられるのかなと思っておりますので、映像を村民に見せる機会として、
今後の文化祭等、主要な事業を進める中で、社会教育事業の中でできるものがあれば住民向けに
対応していきたいと思っております。
１番　高場志津子 君
議長。
議長　木村健一 君
１番高場志津子君。
１番　高場志津子 君
金比羅神社につきましては、有形文化財は保存と継承は早めのメンテナンスに尽きるかなと思
いますので、関係者の方と話し合いをしながら進めて欲しいと思います。文化財になった以上費
用が掛かりますよね。大鳥居をきれいに朱色に塗り直す、あるいは階段などの危険な場所を補修
するとかっていう。それは文化財であるから教育費予算でということになるのかなと思いますけ
ど、その点はどうですか。
教育長　宇野要 君
議長。
議長　木村健一 君
教育長。
教育長　宇野要 君
予算の取り扱いかと思います。文化財ということですので、これにつきましては当時、初山別
村文化財保護条例を設定した際に、ご説明は申しあげていたかとは思うのですが、文化財として
登録された折にはそれに関わる維持補修等は、教育費予算の方で対応することになります。
１番　高場志津子 君
議長。
議長　木村健一 君
１番高場志津子君。
１番　高場志津子 君
わかりました。以上、勘案しまして、適切な対処を望みます。そして、村民の文化の向上に資
するような取り組みと合わせて考えていただければと願っているところであります。以上終わり
ます。
議長　木村健一 君

次に２番三谷博子君。

２番　三谷博子 君

自助・共助・公助の連携と協働で築く災害への備えを万全にするために村長に伺います。令和４年８月８日から９日の大雨による災害、１１日未明の道北を震源としたマグニチュード５．２と５．４の地震。発生から４年を迎えた最大震度７を観測した胆振東部地震から見えた、本村の危機管理の課題と解決策について村長にお伺いします。

①災害時にＪアラートは作動していたが、住民の避難行動を支援する防災情報の提供は配信メールを含め不足していた。又、屋内ではＪアラートの音声は聞き取れなかった。災害時に避難行動が容易にとれるよう、防災情報を村民にわかりやすく提供し、避難のタイミングを明確化する為に、Ｊアラートと広報車を上手く活用すると共に、早急に戸別の受信機、ひかり回線を利用したテレビ電話等を設置する必要があるのではないか。

②各町内会の防災組織と村、相互感での情報の収集と伝達は速やかに行われていたのでしょうか。組織を立ち上げた後、町内会任せになってはいなかったのかをお伺いいたします。現在、各町内に配置されている村の地域ふれあい担当職員をそれぞれの町内会にプラス１で副会長に位置づけ、防災組織の一員にする等、普段から組織と村との関係を密にする必要があるのではないか。

③各地区で実際に避難所が開設された時の準備は、コロナ対策、職員の人数を含め万全なのか伺います。一つの策として、毎年ＡＥＤの取り扱いや救急法、炊き出し活動、感染症対策等の研修・講習を受けている初山別村赤十字奉仕団は現在、村の協力要請先に位置づけられていますが、初山別分団長を村災害対策本部の組織の中に組み入れ、共に行動できれば、避難所の開設・運営に当たる職員の大きな戦力となり、他の業務を遂行できる職員数も増えるのではないかと思いますが、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

村長　宮本憲幸 君

議長。

議長　木村健一 君

村長。

村長　宮本憲幸 君

三谷議員の自助・共助・公助、連携と協働で築く災害への備えを万全とする為についてのご質問にお答えします。

１点目の災害時のＪアラートは作動していたが、住民の避難行動を支援する防災情報の提供は配信メールを含め不足していた。また、屋内ではＪアラートの音声は聞き取れなかったことにつ

いてですが、防災情報の住民周知につきましては、今回の事象について一連の状況を検証し、更なる対応の必要性を感じたところです。住民周知にメール配信だけでは万全ではないことから、必要に応じた広報車の運行など、複層的な情報提供やより迅速なメール配信ができるよう、災害の種類や状況に合わせた事前準備、配信区分を従来の地区単位に加え、町内会単位や河川周辺区域、土砂災害警戒区域など、細分化の検討、災害の状況に応じたタイムラインの作成などを進めることといたしました。本村のＩＰ告知放送につきましては、現在ＦＷＡを利用し、屋外スピーカー７局、避難所７箇所に電話型のＩＰ告知端末を配置し、情報発信を行う仕様になっております。こうした中、ひかり回線が全村で利活用できるように整備されたことから、全国の市町村と同様に低コストで運用できるひかり回線を利用したＩＰ告知放送の運用が可能になったことに加え、即存機器の老朽化が進んでいることから、ひかり回線を利用したより効率性の高いＩＰ告知放送への切り替えの可能性を検討しているところです。ご質問がありました、ＩＰ告知端末の戸別配置につきましては、道内１７９市町村中、２０町村が実施しているところですが、導入費用が高額となり、平成２１年度頃から整備を行った町村も平成３０年度頃より機器更新の時期に入り、いずれの町村についても財政的に圧迫されている状況であると伺っております。本村といたしましては、現在の生活支援メールが携帯電話のほか、既存の固定電話やＦＡＸでも対応可能なことから、登録されていない６５歳以上の単身・夫婦世帯について、その仕組みや効果について分かりやすく丁寧に説明し、少しでも多く登録いただけるよう働きかけを促進してまいります。また、技術の進歩等により、より効果的な機器やシステムの導入が可能となれば、前向きに検討してまいりたいと考えます。

２点目の、各町内会の防災組織と村、相互間での情報の収集と伝達は速やかに行われていたか。組織を立ち上げた後、町内会任せになっていないかについてですが、今回の大雨による災害では、北斗町内会自治防災組織の要請を受け、自然交流センターに避難所を開設いたしましたが、その際、町内会長と現状の説明や状況の確認、避難される方のほか、避難されずご家族の元に行かれる方の把握などについての情報共有を図ると共に、避難された方々の体調の変化に備えるため、保健所を中心とした住民課職員と、施設を管理する教育委員会職員を翌日の避難解除されるまでの間、常時２名配置するなどの体制を整えたところです。地域ふれあい担当職員を各町内会・自治会に副会長として位置づけることに関しましては、地域ふれあい担当職員は自治会長等との連携を密にし、地域の声を反映するために配置しているところであり、また、有事の際には災害対策本部の一員として職務にあたることになりますので、難しいと考えるところですが、災害の状況や規模によりましては、地域ふれあい担当職員等が、支援に入ることは充分にあり得るものと

考えます。大雨、地震、津波、土砂災害など、それぞれの災害の状況に応じて、村が情報収集した内容を、その時に対象となる町内会・自治会に適切な形で迅速に情報提供を行える体制づくりを一層図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

３点目の、各地域で実際に避難所が開設された時の準備は、コロナ対策、職員の人数を含め万全なのかについてですが、ご質問にあります初山別村赤十字奉仕団を村の災害対策本部に組み込んではどうかとのご意見ですが、国の災害対策基本法第２３条の２第３項にて、対策本部には本部長のほか副本部長、本部員としてその他の職員を置き、当該市町村の職員または区域を管轄する消防長もしくはその指名する消防吏員のうちから、市町村長が指名するものと定められているところであり、国の災害対策基本法に基づいて村の地域防災計画も整備しているところです。また、災害発生時の職員の所掌業務につきましては、本部事務局を担う危機管理部を始めたとした５つの部と、その下に企画班を始めとする１０の班で構成されており、それぞれの所掌事務並びに職員がどこに属するのかを予め定めているところです。赤十字奉仕団を始めとする村の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者である各機関には、有事の際に様々なご協力をいただく必要があることから、速やかな連携が取れるよう情報共有を密にし、徹底した連絡体制の充実に努めてまいりたと考えておりますので、ご理解願います。

２番　三谷博子 君

議長。

議長　木村健一 君

２番三谷博子君。

２番　三谷博子 君

始めに今回の地震の時、丁度皆さん寝ていた時間帯かと思いましたけども、村長はどのようにして地震があったということを知りましたか。

村長　宮本憲幸 君

議長。

議長　木村健一 君

村長。

村長　宮本憲幸 君

今回の地震、私自身どう知ったかということですが、あの日は８月８日の大雨災害で非常に心配な部分が重なっておりましたので、私が１番気にしていたのが、地滑りがどこかで起こらないかということを、もともと地震が起きる前から心配しておりました。それで夜中に私の場合は、

村のＪアラートが鳴って、すぐ外に出たそれと同時に私の携帯にもＪアラートの知らせが入りました。そこで私は、これは大変だなということにすぐ思いまして、すぐ服を着替えて役場に行きました。震度からいってすぐ役場に集まるというケースではないのですけれども、先程も話しましたように、２４時間１５７mmの雨が降った村の現状でしたので、そこを揺すられるとこれは崩れる可能性があると、厚真町のケースもそうだったと思いますけども、これが崩れたら土砂災害の危険区域にある住民みなさんに何か起きはしないかということで、役場に駆けつけました。職員の皆さんも管理職を中心として駆けつけてくれましたので、その時はまず、地滑り災害の被害に遭っている方がもしかしているかもしれないということで、時間は１時を過ぎていたと思うんですけども、職員を３班に分けまして、車で３つの地区にそれぞれできうる対応をしながら、まずは地滑り危険区域の住宅等が何でもないかということで、充分に気をつけてもらいながら現地を見に行ってもらいました。それで各班がそれぞれ目視の状況ですけども、そんなに大きな被害等が出ている状況ではないということでしたので、その日はそこで一旦調査を終えまして、翌朝また状況を見守ろうということで対応した状況です。
２番　三谷博子 君
議長。
議長　木村健一 君
２番三谷博子君。
２番　三谷博子 君
村長も目からではなくて、耳から災害の状況を知ったわけですよね。ということは、今現在メールやＦＡＸで配信されている世帯は、音としては聞き取れないわけです。そういった方たちは、特に高齢の方達が多いと思います。１番先にひどい災害に遭った時には準備し、逃げなくてはいけない人たちが音として聞こえないということは、それだけ気付くのも遅いし、準備も遅れるということになります。どうしても屋内にいては、Ｊアラートの音は聞き取りづらく、また、聞けたとしても今のＪアラートの音声は、震度３の地震が発生しました、で切れたり、水害、災害、土砂災害警報が発令されましたで切れたりしておりまして、村民はその先をどうしたら良いかが分からず非常に困って、また何か言ってくれるのではないかと思って外に出たり、周りを見たりしながら待機していたと思います。どうしても大きな災害になればなるほど早く気付いて、早く逃げるという体制をとりたいので、その場合はやはりメールとかＦＡＸではなく、広報車だって大きな災害の時には、じゃあ回れるかといったら回れないかもしれません。１番先に届くのは私たちに届いたＪアラートの音であり、それからスマホの音であります。音が１番夜中でみんなが

寝ていても気付く状況にあります。それで、何とかして村のメールやＦＡＸなどで災害の状況を知る人たちに、音で災害を知らせる手立てを構築していかなければ、助けられる命も助けられない状況になるかもしれません。今回はこの程度で済みました。だけどこれで済んだのは幸いなことで、この地震がもっと大きければ、雨がもっと多ければ災害時に気付いた時には、もう逃げ遅れて外に出ても歩いて避難できないという状況にも繋がってきます。何とかしてその音で村民に危険を知らせる手立てというところを村長はどのようにお考えなのでしょうか。

村長　宮本憲幸 君

議長。

議長　木村健一 君

村長。

村長　宮本憲幸 君

この住民避難の情報を出すことについては、令和２年の定例会でも三谷議員から、それから斉藤議員からもお話しいただいてまして、私はその折りに話しの最終の方で、その重層的な伝える仕組み、あるいは伝えるというより伝わる仕組み、そういうことを知見を深めて検討したいという答弁をしております。今、比較的若い方はほとんどスマホ、あるいは携帯を持っていますね。１００％では無いですけども、登録されている方は一定程度の情報を得ることができる。あるいはまた、その情報が入ってこなくても、中にはテレビやラジオ等でどう動くべきかということを見たり、聞いたりしている方もおられると思います。でも今、三谷議員がいわれているのは、スマホでは対応できない人をどう救っていくというか、どうそういう人たちの数を少なくするかということが一つの大きな視点になるわけですけども、そこで今、先程最初の答弁でお答えしましたように、個別の受信機をつけるということもそれはそれで一つのやり方なんですけども、それよりももっと効率的な方法がないかということを今検討しております。それでまずは黒電話、あるいはＦＡＸなどに加入していただければ、そこに繋げるようにすることはできるわけですから、一つにはそれをもっと増やしていきましょうという考えと、同時にひかり回線の基盤ができましたので、これを活用して少しでも多くの方に知ってもらえるような、個別受信機にも色々あると思いますので、今そのＩＴに関する世界というのは日進月歩で、色んな新しいものが出てきているところかなと思いますけども、そんな中で、村としても生活支援メールを活かしつつも新たな、繋がっていけない、繋がらない人への対応をどう効率的なもので作り上げてくのか、そういうことで今これからというか、先程の答弁でも申しましたように、知見を深めて検討していきたい、今の状況で決して満足しているということではありませんので、そういう人たちに少しでも伝わ

るようなそういうシステムなどを構築していきたいというふうに思います。同時に、公助として
発信するその情報提供とは別に、共助、あるいは自助として住民の皆さんの、これだけ災害が多
い時期になっているのですから、今まで以上にそのことをもっともっとお互いに考えましょうと、
その広報や周知をすることも公助としての役割だと思います。ですからそのＰＲやら啓蒙やら啓
発活動を、村自身がもっともっとするということも必要であろうというふうに考えています。
２番　三谷博子 君
議長。
議長　木村健一 君
２番三谷博子君。
２番　三谷博子 君
色々な方法は考えられるかと思います。でも実際に今現在、この村ではそういった基盤はでき
ておらず、取り残される、情報が伝わらない村民たちがいるということであります。他の町村の
状況を調べてみました。増毛町では、防災ラジオ、停電時は電池による防災ラジオを全戸貸し出
し、各施設にも設置しています。小平町では、防災無線スピーカーを使っております。高齢者や
独居の方には、緊急通報システムの受信機の貸し出しをしております。苫前町では、防災無線ス
ピーカーと、地区限定で下町には個別に受信機を貸し出しています。羽幌町では、昨年度より希
望者に、受信機、携帯の電波を利用した防災ラジオ、タブレット、離島は全戸に貸し出し、スマ
ホアプリによる伝達手段を構築しております。それから遠別町は、テレビ電話により全戸に、希
望者には携帯のメールも配信しております。天塩町でも、防災無線スピーカーを行っており、本
年度から高齢者へ受信機の貸し出しもしております。羽幌と同様になっております。幌延町につ
いても、遠別町と同様な状態であります。この中で、初山別だけが情報を聞き取れない状況下に
ある村民がいるということであります。それで、村長は前回の質問、それから他の議員の質問と
かを受け、色々な策を検討し講じてくという返答をいただいていましたが、今回大雨があって地
震があって、その時の状況を見ますと、前回と変わっていないように見受けられましたので、も
う１回一般質問させていただきました。全部いっぺんにすることは大変なことかもしれませんが、
今必要な人に今準備する、何年も掛けて考えている間に災害はどんどんどんどん頻度を増してい
ます。このような状態がいつくるかまだ分かりません。今回はこれで済みましたが、あと３０分
雨が降っていればもっと大変なことになっていたかと思います。なんとか早急に音で聞き取れな
い高齢者の方たちの家庭にだけにでもこういった音で聞ける対策を講じていただきたいと思いま
すが、どうでしょうか。検討していくじゃなくて、早期にその準備をしていただきたいと思いま

すがいかがですか。
村長　宮本憲幸 君
議長。
議長　木村健一 君
村長。
村長　宮本憲幸 君
今議員の方から管内の状況、それから全道の色々なところでこの問題については対応しているところですけども、例えば個別受信機の場合は、その家の中にいれば分かるのですが、それが全てとはいいませんけども、家の中にいれば分かるんだけども、ちょっと外にいる時だとかその受信機から離れた時に、分からないという点はあるんですよね。それとは別にスマホで受ける場合は、全ての人がその時に持っているのかどうかという問題はありますけども、基本的には自分の身にあれば、どういう状況下にあっても繋がるという、そういう意味では１番生活支援メールの形を残しつつということなのですよ。そして、議員がいわれる、届かない人たちにはどうするかということを今非常に悩んでいるというか、形をどうするかということなんですけども、個別受信機の方法をとったとしても、全部の村の中の住民、例えば５５０戸にそれを設置するというのではなくて、既に若い方はスマホでもってキャッチできるというその前提があるとすれば、情報が取りづらい高齢者の方を中心に何かの方法でやるということが、今検討しているところの課題として柱になるところだと私は思ってますので、その中で考えていきたいというふうに思いますし、災害の問題はやっぱり、明日起こるかもしれない、明後日起こるかもしれない、そういう意味では極めてその緊急性が高い問題でありますから、少しでもそういう形が取れるように、スピード感持ってその方法を掴んで対応していきたいというふうに思います。
２番　三谷博子 君
議長。
議長　木村健一 君
２番三谷博子君。
２番　三谷博子 君
ＪアラートはＪアラートは起きた地震とか、大雨警報が出ましたとか、そういったところは今まで何回か聞きましたが、その為に今回の地震はこうこうこういうもので、村内にはそんなに影響はないですよとか、引き続き注意して下さいとか、そういった村民に対する注意、呼びかけ、指示とかそういったことはできないのでしょうか。

村長　宮本憲幸 君
議長。
議長　木村健一 君
村長。
村長　宮本憲幸 君
本当にこれから住民の皆さんの防災力というか、私たち村の役場の方もそうなのですけども、本当にもっともっと高めていかなかったらですし、高めていかなければならないと強く感じております。それで今回の中川の地震ですね、震度３で必ずＪアラートが鳴るのかといえばそうではなくて、その震源地と距離の問題、その辺が複雑にあるということを担当の方から聞いております。ただ、今三谷議員が言われたように、今回はこうだったんだけども、こうですよということを、今回起きたその事象についてこれからはこうですよという、その機会を捉えてその情報を流すということが、私はこの一定の効果というか意味はあるんではないかなというふうに思います。それと合わせて、住民の皆さんにもっと意識を高めてもらうためには、例えば村で配付しいる防災のしおりというか、これかなり内容の濃いことが載っていますので、できれば月に１回くらい個人で見たり、あるいは家族でどうなんだというのを話してもらいたいというふうに思いますし、それから村の方も、年に１回防災の日に何か情報を提供するということではなくて、こういう自然災害が起こる時代に入っているわけですから、月１で防災に関する情報、それをどんどん紙ベースで出していく、そこに何かしら住民の皆さんが気付くヒントを示唆してもっと住民の皆さんも考えなきゃならないな、あるいは地域防災組織のことも色々と考えていかなければと、先程もいいましたけども、啓蒙だとか啓発いうのは、私はちょっと村としては足りてないなというふうに強く思っています。そういう意味で、みんなでこの地域を災害の時に犠牲者が出ないようにするためには、日頃からそういった動きがもっともっと必要なのかなというふうに思っております。
２番　三谷博子 君
議長。
議長　木村健一 君
２番三谷博子君。
２番　三谷博子 君
村長がおっしゃったこと、私も強く感じております。その為には、やはり村が主導になって色んなことを提供していく、呼びかけていくということが大事なのかと思います。災害があった時はみんなで助け合いましょうという時に、やはり必要なのが炊き出しとか、それから避難してき

た人の介抱とかケアとか、高齢化社会において初山別村も高齢の方がたくさんいます。避難してくれば、その方たちの介護や手当に追われて人手がたくさんいることと思います。それを災害が起きたその時に、村長がリーダーシップを取って全てをやるといっても、普段からの連携が取れていなければ、これはとても時間が掛かることだと思いますし、また、どんなに村の災害対策本部のメンバーを村の職員を全員として立ち上げるとしても、夜中だったりまた、大雨が降って身動きが取れなかったりして、また、災害に遭った家もあったりして何人集まるかはその時にならないと分からないわけです。そこで赤十字の婦人部活動というのは、婦人部では豊岬婦人部と初山別婦人部が今赤十字の部員になっております。直属にして一緒に行動を取っていけば避難所の運営の時に、すぐに炊き出しができたり、簡単な応急処置がお医者さんの指示の元しっかりできたりとして、人手も足りるかと思います。国の方針はああだとかこうだとかいっても、これまでに多くの想定外の災害が起きてきております。みんなは想定外といっておりますが、これだけあちらこちらで想定外が起きている以上、この村ではもう想定外に対応した対策を取っていった方が良いんじゃないかと思います。高齢者の方も多いことですし、女の人の力をフルにお借りして、村の災害の対策を取っていった方が迅速に動けるかと思います。胆振東部地震の時に、停電になりましたよね。その時に豊岬では、なんもなんも食堂を普段からやっていたということで、炊き出しとか停電の方々の食事の提供をされて、大変助かったというお話しをあちらこちらから聞きました。初山別では、停電になった地区もあったんですが、その時には何も提供できませんでした。それはやっぱり情報が入ってこないから動けなかったんですよね。順番にやるよりも誰か一人その中に入っていてくれた方が、動きが速いのではないかと思います。国の方策とかそういったものにとらわれるのではなくて、村としてできる最大の防災力を高めていくってことの方が、村民を守るんではないかと思うんですが、村長はどうお考えでしょうか。
村長　宮本憲幸 君
議長。
議長　木村健一 君
村長。
村長　宮本憲幸 君
只今の三谷議員の、女性の視点を避難所で活かす、あるいは食べ物を作ってもらうとか全ての力をトータルで出して、対策をするということは非常に必要なことだし、そこがなかったら実際避難所での運営というのはできないのではないかなというふうに思います。ただその本部に、一つの本部員として入るかどうかはまたさっきのようなルールがあるんですけども、でも１番大事

なのは今起こっている事象に対して、何をしなければならないからお願いしますという協力団体との連携は、まだまだ不足している、できていないんではないかなというふうに思います。そこをしっかりすることによって、一つ一つが繋がって防災の力としてついてくるのかなというふうに思います。やはり情報の共有、あるいは対策の共有、それをちゃんと各団体、関係機関、そこと繋がっていく。本部会議は本部会議であるとしても、その避難所の運営についてはまた特別に、個別に情報を提供しながら、情報を確認しながら動くと、そういうことが欠けている、その辺を直していくというか、作り上げていくのも今、村に課せられている大きな課題の一つだというふうに思います。かなり課題はありますけども、一つ一つ必要なことを実装していく、実際に行動していくということが必要だと思いますので、ご理解の方お願いしたいと考えます。

２番　三谷博子 君

議長。

議長　木村健一 君

２番三谷博子君。

２番　三谷博子 君

各町内会の村から配置されています、ふれあい担当職員なんですけども、入っては下さっているんですけども、立場的に町内会の中では、もっと活躍できるはずなのに位置的に少し口出しできないような状況にもなっているかと思うんです。せっかく担当して下さっているので、もうちょっと権限を持って、町内会に働きかけ、よりよい防災体制を築いていくために、その辺のところ形骸化されてきているので、そこのところもうちょっと活発に活動できるような状況にしてもらったら、本当に力になるかなと思うんです。そこのところをよろしくお願いしたいと思いますし、自治体自身が危機管理の研鑽を積み、そして多様なケースの訓練を積み重ねて、そして、町内会に下ろしてくっていうところは大変かと思いますが、必要なんじゃないかと思います。緊急対応がリーダーシップに厳しく問われる時代に入っております。基準やマニュアルに縛られない実際に応じて、臨機応変な対応をすることを求めます。それから、避難所の運営にあたりましても、実際に大きな災害が起こった時に、じゃあその避難所にすぐ職員が行けるかといえばそうではないかと思うんですよね。そんな時にどうするかも考えていって欲しいと思いますし、また、３つに分かれているその地域一つ一つの避難所の実態と、動ける人数の確認とかもしっかり押さえておいた方が良いのではないかと思います。地域の自主防災力を高める大きな要は、地域内の人間関係を有効にしておくということが１番だと思います。それは初山別村はできていると思うんです。後は、リーダーシップがいかに臨機応変に適材適所に、発揮されていくかの問題だと思

います。村に対しての期待はとても大きなものとなっておりますので、私たちは自治体だけじゃ
なくて、村民と村とが両方の車輪となって一緒に頑張っていく村を目指しておりますので、どう
ぞ活躍できる村民もいっぱいおりますので、一緒に活動、行動させて下さいますようお願いしま
す。それでは一般質問これで終わらせていただきます。
議長　木村健一 君
暫時休憩します。
（休憩　　午後０時１５分　　再開　　午後　１時３０分）
議長　木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第６　同　意　第　３　号
議長　木村健一 君
日程第６　同意第３号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題としま
す。なお、地方自治法第１１７条の規定によって、長谷川幸廣君の退席を求めます。
議長　木村健一 君
暫時休憩します。
（休憩　　午後　１時３０分　　再開　　午後　１時３１分）
議長　木村健一 君
再開します。
提出者から説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長　加藤明彦 君
同意第３号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
初山別村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法
律第４条第２項の規定により機会の同意を求める。
記
住　　所　　初山別村字有明８７２番地４
氏　　名　　大家　貴代
生年月日　　昭和５５年１月２３日
令和４年９月１３日提出
初山別村長　宮　本　憲　幸

令和４年９月３０日をもって任期満了となります、酒井美幸委員の後任として大家貴代氏を任
命致したく、ご同意を賜りますよう提案いたすものであります。なお、任期は４年につき、令和
４年１０月１日から令和８年９月３０日までとなります。
以上で説明を終わります。
議長　木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
（質疑なし）
議長　木村健一 君
質疑がないようですのでこれで、これで質疑を終わります。
お諮りします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し直ちに採決してご異議ありませ
んか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
この採決は、起立によって行います。
本件の任命に同意することに賛成の方は起立願います。
（全員起立）
議長　木村健一 君
起立全員です。
よって同意第３号　教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意すること
に決定しました。
暫時休憩します。
（休憩　　午後　１時３４分　　再開　　午後　１時３５分）
議長　木村健一 君
再開します。
日程第７　　報　告　第　２　号
議長　木村健一 君
日程第７　報告第２号　令和３年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告についてを議題と
します。

説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長　加藤明彦 君
報告第２号　令和３年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和３年度北海道初山別村健全化判断比率等を、別紙のとおり監査意見を付けて報告する。
令和４年９月１３日報告
初山別村長　　宮　本　憲　幸
以下朗読説明あり記載省略
議長　木村健一 君
説明が終わりましたので、次に健全化判断比率等審査意見について説明を願います。
監査委員荒木隆君。
監査委員　荒木隆 君
健全化判断比率等審査意見を求められましたので、数値を省略して、概要の説明を申しあげます。
議員各位のお手元に、村長あて報告した審査意見の写しが配布されておりますが、この審査では、算定の基礎となる書類が、適正であるかを主眼として実施しました。
その結果、算出における根拠数値に誤りがなく、比率はいずれも適正に作成されているものと、認めたところであります。
以上、概要説明といたします。
議長　木村健一 君
説明が終わりました。
本件は報告事項でありますが、特に質疑かあればこれを許します。
１番　高場志津子 君
議長。
議長　木村健一 君
１番高場志津子君。
１番　高場志津子 君
平成１９年度より導入された、地方公共団体の財政の健全化に関する健全確保ですけれども、将来負担比率についてお伺いしたいと思うんですけども、本村では将来負担、先送りしない健全体制を維持してくれているところではありますが、ハイフンで示されておりますけれど、所定の

計算式によってマイナスになっているんだろうと思いますけども、そのマイナスの比率はどれくらいなのか教えていただきたいと思います。
総務課長　加藤明彦 君
議長。
議長　木村健一 君
総務課長。
総務課長　加藤明彦 君
健全化判断比率のハイフンの数字が実際の数値としてはどのようになっているのか、というご質問かと思いますが、令和３年度決算につきましては、マイナス１４６．１％となってございます。以上です。
議長　木村健一 君
他に質疑はございませんか。
（質疑なし）
議長　木村健一 君
質疑がないようですので、報告第２号　令和３年度北海道初山別村健全化判断比率等の報告については以上で報告済みとします。
日程第８　報　告　第　３　号
議長　木村健一 君
日程第８　報告第３号　株式会社しょさんべつ振興公社の経営状況についてを議題とします。
説明を求めます。寺﨑経済課長。
経済課長　寺﨑廣輝 君
報告第３号　株式会社しょさんべつ振興公社の経営状況について
地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、株式会社しょさんべつ振興公社の令和４年度の事業計画、収支予算及び令和３年度の事業報告、収支決算等について、別紙のとおり報告する。
令和４年９月１３日報告
初山別村長　宮　本　憲　幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長　木村健一 君
説明が終わりました。

本件は報告事項でありますが、特に質疑があればこれを許します。

（質疑なし）

議長　木村健一 君

質疑がないようですので、報告第３号　株式会社しょさんべつ振興公社の経営状況については以上で報告済みとします。

日程第９　議 案 第 ３ ３ 号

議長　木村健一 君

日程第９　議案第３３号　初山別村議会議員及び初山別村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。

総務課長　加藤明彦 君

議案第３３号　初山別村議会議員及び初山別村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

初山別村議会議員及び初山別村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。

令和４年９月１３日提出

初山別村長　宮　本　憲　幸

提案理由　公職選挙法施行令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

別紙について朗読説明あり記載省略

議長　木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（質疑なし）

議長　木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長　木村健一 君

異議なしと認めこれより採決します。

議案第３３号　初山別村議会議員及び初山別村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する

条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第１０　議 案 第 ３ ４ 号
議長　木村健一 君
日程第１０　議案第３４号　非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長　加藤明彦 君
議案第３４号　非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について
非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和４年９月１３日提出
初山別村長　宮　本　憲　幸
提案理由　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律な改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長　木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
（質疑なし）
議長　木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第３４号　非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定に

ついては、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第１１　議 案 第 ３ ５ 号
議長　木村健一 君
日程第１１　議案第３５号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長　加藤明彦 君
議案第３５号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和４年９月１３日提出
初山別村長　宮　本　憲　幸
提案理由　地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長　木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
（質疑なし）
議長　木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第３５号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）

議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第１２　議 案 第 ３ ６ 号
議長　木村健一 君
日程第１２　議案第３６号　フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長　加藤明彦 君
議案第３６号　フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和４年９月１３日提出
初山別村長　宮　本　憲　幸
提案理由　北海道最低賃金の改定に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長　木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
（質疑なし）
議長　木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第３６号　フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第１３　議　案　第　３　７　号
議長　木村健一 君
日程第１３　議案第３７号　初山別村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長　加藤明彦 君
議案第３７号　初山別村税条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村税条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和４年９月１３日提出
初山別村長　宮　本　憲　幸
提案理由　新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に対し、国民健康保険税を減免するため、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長　木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
（質疑なし）
議長　木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第３７号　初山別村税条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１４　議　案　第　３　８　号
議長　木村健一 君
日程第１４　議案第３８号　初山別村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長　小川志鏡 君
議案第３８号　初山別村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和４年９月１３日提出
初山別村長　宮　本　憲　幸
提案理由　新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に対し、介護保険料を減免するため、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長　木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
（質疑なし）
議長　木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
議案３８号　初山別村介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議長　木村健一 君
暫時休憩します。
（休憩　　午後　２時２６分　　再開　　午後　２時５０分）

議長　木村健一 君
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第１５　承　認　第　７　号
議長　木村健一 君
日程第１５　承認第７号　専決処分の承認を求めることについて〔令和４年度北海道初山別村一般会計補正予算（第３号)〕を議題とします。
説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長　加藤明彦 君
承認第７号　専決処分の承認を求めることについて
令和４年度北海道初山別村一般会計補正予算（第３号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１７９条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。
令和４年９月１３日提出
初山別村長　宮　本　憲　幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長　木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質議のある議員はページ数・目・節を申し述べてください。
（質疑なし）
議長　木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお専決処分でもありますので、討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
承認第７号　専決処分の承認を求めることについては、これを承認することにご意義ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君

異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定しました。
日程第１６　承　認　第　８　号
議長　木村健一 君
日程第１６　承認第８号　専決処分の承認を求めることについて〔令和４年度北海道初山別村一般会計補正予算（第４号)〕を議題とします。
説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長　加藤明彦 君
承認第８号　専決処分の承認を求めることについて
令和４年度北海道初山別村一般会計補正予算（第４号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１７９条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。
令和４年９月１３日提出
初山別村長　宮　本　憲　幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長　木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質議のある議員はページ数・目・節を申し述べてください。
（質疑なし）
議長　木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお専決処分でもありますので、討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認め、これより採決します。
承認第８号　専決処分の承認を求めることについては、これを承認することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第１７　承　認　第　９　号
議長　木村健一 君
日程第１７　承認第９号　専決処分の承認を求めることについて〔令和４年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算（第２号)〕を議題とします。
説明を求めます。寺﨑経済課長。
経済課長　寺﨑廣輝 君
承認第９号　専決処分の承認を求めることについて
令和４年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１７９条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。
令和４年９月１３日提出
初山別村長　宮　本　憲　幸
別紙について朗読説明あり記載省略
議長　木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質疑のある議員はページ数・目・節を申し述べてください。
（質疑なし）
議長　木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお専決処分でもありますので討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認め、これより採決をします。
承認第９号　専決処分の承認を求めることについては、これを承認することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第１８　議　案　３　９　号
議長　木村健一 君
日程第１８　議案第３９号　令和４年度北海道初山別村一般会計補正予算（第５号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長　加藤明彦 君
議案第３９号　令和４年度北海道初山別村一般会計補正予算（第５号）
別紙について朗読説明あり記載省略
議長　木村健一 君
説明が終わりましたので、これより質疑の方法についてお諮りします。
本案についての質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ってご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認め本案に対する質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ることにします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
これより歳出の質疑を行います。１３ページからです。
７番　鎌田健治 君
議長。
議長　木村健一 君
７番鎌田健治君。
７番　鎌田健治 君
２２ページ　　３目　岬センター運営費　　１０節　需用費
先ほど修繕費で男子用のトイレのフラッシュバブルを、何か所くらい修繕したのか分かりますか。
経済課長　寺﨑廣輝 君
議長。
議長　木村健一 君
寺﨑経済課長。
経済課長　寺﨑廣輝 君

１０節需用費の修繕料の関係ですけども、１階トイレの男子トイレの小便器フラッシュバブル
が現在２か所使用禁止になっております。今２か所壊れているんですけれども、３つの小便器が
あるんですけども、もう３つ共恐らく支障が出てくるということで、３か所ともフラッシュバブ
ル全取り替えで予算計上したところであります。
７番　鎌田健治 君
議長。
議長　木村健一 君
７番鎌田健治君。
７番　鎌田健治 君
現在は使えない状況なんですか。
経済課長　寺﨑廣輝 君
議長。
議長　木村健一 君
寺﨑経済課長。
経済課長　寺﨑廣輝 君
現在１階のトイレで使えるのは、男子トイレの小便器１か所になっております。
７番　鎌田健治 君
議長。
議長　木村健一 君
７番鎌田健治君。
７番　鎌田健治 君
こういう緊急というかそういうところはすぐ修理して使えるようにしておかないと、それこそ
専決処分でも良いんでないかというような気がしますので、公共施設ですのでトイレは特に大事
だと思うので、この辺は臨機応変に処理をしていただきたいとこのように思います。
経済課長　寺﨑廣輝 君
議長。
議長　木村健一 君
寺﨑経済課長。
経済課長　寺﨑廣輝 君
今後は早急に対応したいと思います。

議長　木村健一 君
他に質疑はありませんか。
（質疑なし）
議長　木村健一 君
歳出の質疑がないようですので歳入の質疑に移ります。３ページからです。
（質疑なし）
議長　木村健一 君
歳入の質疑がないようですので歳入歳出全般について質疑ありませんか。
１番　高場志津子 君
議長。
議長　木村健一 君
１番高場志津子君。
１番　高場志津子 君
５ページ　　１目　総務費国庫補助金　　１節　総務管理費国庫補助金
社会保障・税番号制度システム整備費、マイナンバー制度を今後本村としてはどのように推進していくのか伺います。
住民課長　小川志鏡 君
議長。
議長　木村健一 君
小川住民課長。
住民課長　小川志鏡 君
高場議員のマイナンバー制度をどのように推進していくかということでございますけども、今国の方からもマイナンバーをそれぞれ各市町村で、取得拡大といいますか皆さんが持てるようにということで、色々通知がきて広報等でお知らせしているかと思いますけども、住民の皆さんに取っていただけるように、もうちょっと広報とか増やしてきたいなと考えております。
１番　高場志津子 君
議長。
議長　木村健一 君
１番高場志津子君。
１番　高場志津子 君

現在の保有率はどの位になっておりますか。
住民課長　小川志鏡 君
議長。
議長　木村健一 君
小川住民課長。
住民課長　小川志鏡 君
私の手元に今最新で持っているのが、５月末のものですが５月末で４４１名が交付されています。人口に対する率にすると４０．５％になっております。
１番　高場志津子 君
議長。
議長　木村健一 君
１番高場志津子君。
１番　高場志津子 君
マイナンバーカードの取得を村として、積極的にデジタル化に向けて推進していくおつもりはありますか。
住民課長　小川志鏡 君
議長。
議長　木村健一 君
小川住民課長。
住民課長　小川志鏡 君
今後保険証ですとかそちらの方にも使い道が拡大されてくということで、若い方でも取得が増えていくんではなかろうかというふうに考えております。
議長　木村健一 君
他に質疑はありませんか。
（質疑なし）
議長　木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君

異議なしと認めこれより採決します。
議案第３９号　令和４年度北海道初山別村一般会計補正予算（第５号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第１９　議　案　４　０　号
議長　木村健一 君
日程第１９　議案第４０号　令和４年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長　小川志鏡 君
議案４０号　令和４年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
別紙について朗読説明あり記載省略
議長　木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
（質疑なし）
議長　木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第４０号　令和４年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第２０　議　案　４　１　号
議長　木村健一 君
日程第２０号　議案第４１号　令和４年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。小川住民課長。
住民課長　小川志鏡 君
議案４１号　令和４年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第２号）
別紙について朗読説明あり記載省略
議長　木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
（質疑なし）
議長　木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第４１号　令和４年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第２１　議　案　４　２　号
議長　木村健一 君
日程第２１　議案第４２号　令和４年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。小川住民課長。

住民課長　小川志鏡　君
議案第４２号　令和４年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第１号）
別紙について朗読説明あり記載省略
議長　木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
（質疑なし）
議長　木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第４２号　令和４年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第１号）は
原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第２２　議　案　４　３　号
議長　木村健一 君
日程第２２　議案４３号　令和４年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算(第３号)
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。寺崎経済課長。
経済課長　寺崎廣輝 君
議案第４３号　令和４年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
別紙について朗読説明あり記載省略
議長　木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。

質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
（質疑なし）
議長　木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第４３号　令和４年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第２３　議　案　４４　号
議長　木村健一 君
日程第２３号　議案第４４号　令和４年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。寺﨑経済課長。
経済課長　寺﨑廣輝 君
議案第４４号　令和４年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
別紙について朗読説明あり記載省略
議長　木村健一 君
説明が終わりましたのでこれより採決を行います。
質疑の方法は歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員はページ数・目・節を申し述べて下さい。
（質疑なし）
議長　木村健一 君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）

議長　木村健一 君
異議なしと認めこれより採決します。
議案第４４号　令和４年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第２４　認　定　第　１　号
議長　木村健一 君
日程第２４　認定第１号　令和３年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを議題とします。
お諮りします。本件については議長・監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。
なお説明は本会議を省略し、決算審査特別委員会において求めることにします。
ご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、本件は議長・監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会に付託することにし、なお説明は決算審査特別委員会において求めることに決定しました。
お諮りします。審査過程において必要が生じることも考えられますので、地方自治法第９８条第１項の規定による権限を同委員会に委任したいと思います。これにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、地方自治法第９８条第１項の規定による権限を、決算審査特別委員会に委任することに決定しました。
お諮りします。会議運営上、決算審査特別委員会における付託案件の会期内終了を持って本会議を再開し、この間休会します。ご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）

議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会における付託案件の会期内終了を持って本会議を再開し、この間休会とすることに決定しました。
なお決算審査特別委員会は、本日、本会議場で午後４時２０分から開会します。
以上で、本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。
（令和４年９月１３日　　午後　４時０５分　　散会）

令和４年第３回初山別村議会定例会会議録（第２号）

招集年月日	令和４年　９月１４日
招集場所	初山別村議会議場
開会	令和４年　９月１４日　　午後　３時２５分宣告
応召議員	１番 髙場志津子　２番 三谷 博子　３番 斉藤 勝博 ４番 加藤 一裕　５番 山本 康男　６番 長谷川幸廣 ７番 鎌田 健治　８番 木村 健一
不応召議員	な し
出席議員	応召議員と同じ
欠席議員	不応召議員と同じ
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	村長　宮本 憲幸　教育長　宇野 要 監査委員　荒木 隆　農業委員会長　立田 幸男
本会議に職務のため出席した者の職・氏名	副村長　村田 繁光　企画振興室長　山﨑 英樹 総務課長　加藤 明彦　住民課長　小川 志鏡 経済課長　寺﨑 廣輝　主任技師　長谷川孝之 教育委員会教育次長　大西 孝幸　農業委員会事務局長　寺﨑 廣輝 選挙管理委員会事務局長　加藤 明彦
村長提出議案名	別添議事日程表のとおり
議員提出議案名	別添議事日程表のとおり
議事日程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の２人を指名した。 ４番　加藤　一裕　　５番　山本　康男
会議の書記氏名	事務局長　大井 英世　　書記　岩井　陸
その他	な し

開　会　・　開　議
議長　木村健一 君
ただ今の出席議員数は８名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。
本日の会議はお手元に配布しております議事日程表第２号のとおりであります。
立田選挙管理委員会委員長から欠席の申し出がございました。
日程第１　認　定　第　１　号
議長　木村健一 君
日程第１　認定第１号　令和３年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを議題とします。
本件について、決算審査特別委員会の審査結果について委員長から報告を求めます。
斉藤勝博委員長。
決算審査特別委員長　斉藤勝博 君
決算審査特別委員会の経過と結果についてご報告申し上げます。
本委員会は、９月１３日議長・監査委員を除く議員全員をもって構成され、令和３年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを付託されたものです。
本委員会は９月１４日、慎重に審査を行い採決の結果、少数意見を留保する委員もなく全員の起立をもって認定することに決定いたしました。
以上、会議規則第４０条第１項の規定により報告いたします。
議長　木村健一 君
お諮りします。
本件については議長・監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会で審議をしておりますので、質疑・討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、質疑・討論を省略することに決定しました。
これより令和３年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定についてを採決します。
この採決は起立によって行います。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものですが、委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（全員起立）

議長　木村健一 君

起立全員であります。よって、認定第１号　令和３年度北海道初山別村各会計歳入歳出決算等の認定については認定することに決定しました。

お諮りします。

議事運営上９月１６日に審議を予定されております４件の案件につきましては、本日の日程に追加し議題としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長　木村健一 君

異議なしと認めます。よって４件の案件を追加し議題とすることに決定しました。

追加日程表配布のため暫時休憩します。

（　休憩　午後　３時２８分　　再開　午後　３時３０分　）

議長　木村健一 君

再開します。

追加日程第１　　意 見 書 案 第 ３ 号

議長　木村健一 君

追加日程第１　意見書案第３号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題とします。

提出議員であります７番鎌田健治君から説明を求めます。

７番　鎌田健治 君

意見書案第３号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

このことについて、別紙の意見書を関係機関に提出するものとする。

令和４年　９月１３日提出

提出者　　初山別村議会議員　　鎌　田　　健　治

賛成者　　初山別村議会議員　　高　場　　志津子

賛成者　　初山別村議会議員　　三　谷　　博　子

別紙について朗読説明あり記載省略

議長　木村健一 君

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（質疑なし）

議長　木村健一 君

質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長　木村健一 君

提出議員は自席に着席願います。

これより採決します。

意見書案第３号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長　木村健一 君

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第２　　報　告　第　１　号

議長　木村健一 君

追加日程第２　報告第１号　令和４年度定期監査の結果報告についてを議題とします。

お諮りします。本件につきましてはすでに各議員に対しこの写しを送付済みでありますので、朗読を省略してご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり）

議長　木村健一 君

意義なしと認め、朗読を省略します。

なお報告事項でありますが、特に質疑があればこれを許します。

（質疑なし）

議長　木村健一 君

質疑がないようですので、報告第１号　令和４年度定期監査の結果報告については報告済みとします。

追加日程第３　　発　議　第　４　号

議長　木村健一 君
追加日程第３　発議第４号　議員の派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、お手元配付したとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって、発議第４号　議員の派遣についてはお手元に配布のとおり派遣することに決定しました。
追加日程第４
議長　木村健一 君
追加日程第４　委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長及び、総務経済常任委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第７４条の規定によって、お手元に配布しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。よって会議規則第６条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長　木村健一 君
異議なしと認めます。よって本定例会は本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。
令和４年第３回初山別村議会定例会を閉会します。

（令和４年９月１４日　　午後　３時４３分）